様式第11号(第11条関係)

(イ) 登録肥料(法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けたもの及び法第33条の2 第1項の規定による登録を受けたものを除く。)の場合

 \bigcirc

2 センチ メートル 以上

販売業者保証票

肥料の種類

肥料の名称

保証成分量(%)

原料の種類

材料の種類、名称及び使用量

混入した物の名称及び混入の割合(%)

正味重量

生産(輸入)した年月

生産業者(輸入業者)の氏名又は名称及び住所

生産した事業場の名称及び所在地

販売業者保証票を付した年月

販売業者の氏名又は名称及び住所

- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで及び第9号並びに様式第10号(イ)の備考第2号の規定は、販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第9号(イ)の備考第9号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の種類」」と読み替えるものとする。
- 2 生産(輸入)した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産(輸入)した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産(輸入)した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産(輸入)年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」 又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

(ロ) 法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合

↑ 2 センチ メートル 以上

販売業者保証票

肥料の種類

肥料の名称

原料の種類

材料の種類、名称及び使用量

正味重量

生産(輸入)した年月

生産業者(輸入業者)の氏名又は名称及び住所

生産した事業場の名称及び所在地

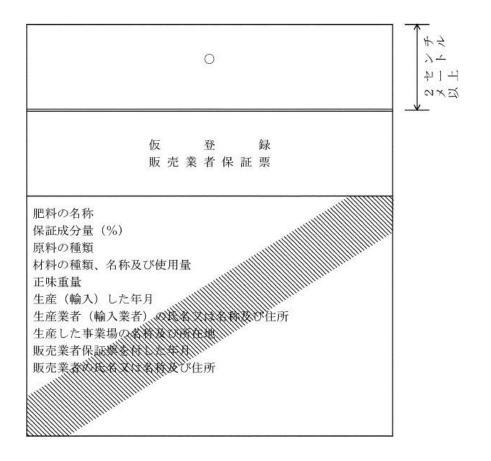
販売業者保証票を付した年月

販売業者の氏名又は名称及び住所

主成分の含有量 炭素窒素比

- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで及び第9号の規定は、法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合における販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第9号(イ)の備考第9号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の種類」」と読み替えるものとする。
- 2 生産(輸入)した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産(輸入)した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産(輸入)した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産(輸入)年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」 又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 4 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(ハ) 仮登録肥料(法第33条の2第1項の規定による仮登録を受けたものを除く。)の場合



- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで及び第9号並びに様式第9号(ハ)の備考第1号の規定は、仮登録販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第9号(イ)の備考第9号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の名称」」と読み替えるものとする。
- 2 生産(輸入)した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産(輸入)した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産(輸入)した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産(輸入)年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」 又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

(二) 第11条第8項第2号に規定する指定配合肥料の場合

 \bigcirc

指 定 配 合 肥 料 販 売 業 者 保 証 票

肥料の名称 保証成分量(%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産(輸入)した年月 生産業者(輸入業者)の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所

- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで及び第9号の規定は、指定配合肥料販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第9号(イ)の備考第9号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の名称」」と読み替えるものとする。
- 2 生産(輸入)した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産(輸入)した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産(輸入)した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産(輸入)年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」 又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

(ホ) 第11条第8項第4号に規定する指定化成肥料の場合

 \bigcirc

↑ 2 センチ メートル 以上

指定化成肥料販売業者保証票

肥料の名称 保証成分量(%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産(輸入)した年月 生産業者(輸入業者)の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所

- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで及び第9号の規定は、指定化成肥料販売業者 保証票について準用する。この場合において、様式第9号(イ)の備考第9号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の名称」」と読み替えるものとする。
- 2 生産(輸入)した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産(輸入)した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産(輸入)した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産(輸入)年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」 又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

(へ) 第11条第9項に規定する特殊肥料等入り指定混合肥料の場合

 \bigcirc



特殊肥料等入り指定混合肥料 販売業者保証票

肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 正味重量

生産(輸入)した年月

生産業者(輸入業者)の氏名又は名称及び住所

生産した事業場の名称及び所在地

販売業者保証票を付した年月

販売業者の氏名又は名称及び住所

主成分の含有量

- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで及び第9号の規定は、特殊肥料等入り指定混合肥料の場合における販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第9号(イ)の備考第9号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の名称」」と読み替えるものとする。
- 2 生産(輸入)した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産(輸入)した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産(輸入)した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産(輸入)年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」 又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 4 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(ト) 第11条第10項に規定する土壌改良資材入り指定混合肥料の場合

 \bigcirc



土壌改良資材入り指定混合肥料 販売業者保証票

肥料の名称

原料の種類及び配合割合

材料の種類、名称及び使用量

混入した指定土壌改良資材の種類及び混入割合

正味重量

生産(輸入)した年月

生産業者(輸入業者)の氏名又は名称及び住所

生産した事業場の名称及び所在地

販売業者保証票を付した年月

販売業者の氏名又は名称及び住所

主成分の含有量

- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで及び第9号の規定は、土壌改良資材入り指定 混合肥料の場合における販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第9 号(イ)の備考第9号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の名称」」と読み替えるもの とする。
- 2 生産(輸入)した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産(輸入)した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産(輸入)した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産(輸入)年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」 又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 4 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(チ) 法第33条の2第1項の規定による登録を受けた普通肥料(法第4条第1項第3号に定める 普通肥料の登録を受けたものを除く。)の場合

 \bigcirc

登録外国生産肥料販売業者保証票

肥料の種類

肥料の名称

保証成分量(%)

原料の種類

材料の種類、名称及び使用量

混入した物の名称及び混入の割合(%)

正味重量

生産した年月

登録外国生産業者の氏名又は名称及び住所

生産した事業場の名称及び所在地

販売業者保証票を付した年月

販売業者の氏名又は名称及び住所

- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで及び第9号並びに様式第10号(イ)の備考第2 号の規定は、登録外国生産肥料販売業者保証票について準用する。この場合において、 様式第9号(イ)の備考第9号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の種類」」と読み替 えるものとする。
- 2 生産した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」 又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

(リ) 法第33条の2第1項の規定による登録を受けた法第4条第1項第3号に定める普通肥料の 場合

 \bigcirc

登録外国生産肥料 販売業者保証票

肥料の種類

肥料の名称

原料の種類

材料の種類、名称及び使用量

正味重量

生産した年月

登録外国生産業者の氏名又は名称及び住所

生産した事業場の名称及び所在地

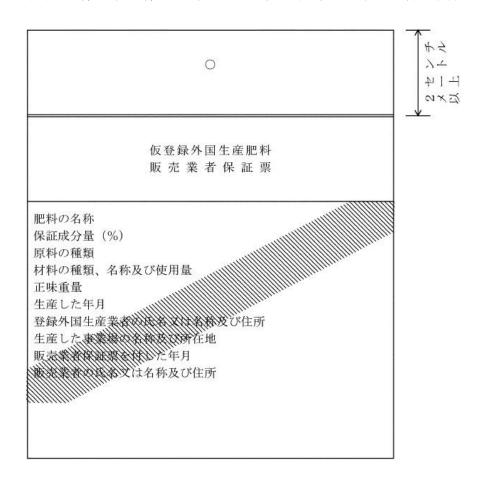
販売業者保証票を付した年月

販売業者の氏名又は名称及び住所

主成分の含有量 炭素窒素比

- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで及び第9号の規定は、法第33条の2第1項の規定による登録を受けた法第4条第1項第3号に定める普通肥料の場合における登録外国生産肥料販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第9号(イ)の備考第9号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の種類」」と読み替えるものとする。
- 2 生産した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」 又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 4 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(ヌ) 法第33条の2第1項の規定による仮登録を受けた普通肥料の場合



- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで及び第9号並びに様式第9号(ハ)の備考第1号の規定は、仮登録外国生産肥料販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第9号(イ)の備考第9号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の名称」」と読み替えるものとする。
- 2 生産した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」 又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。